

目 次

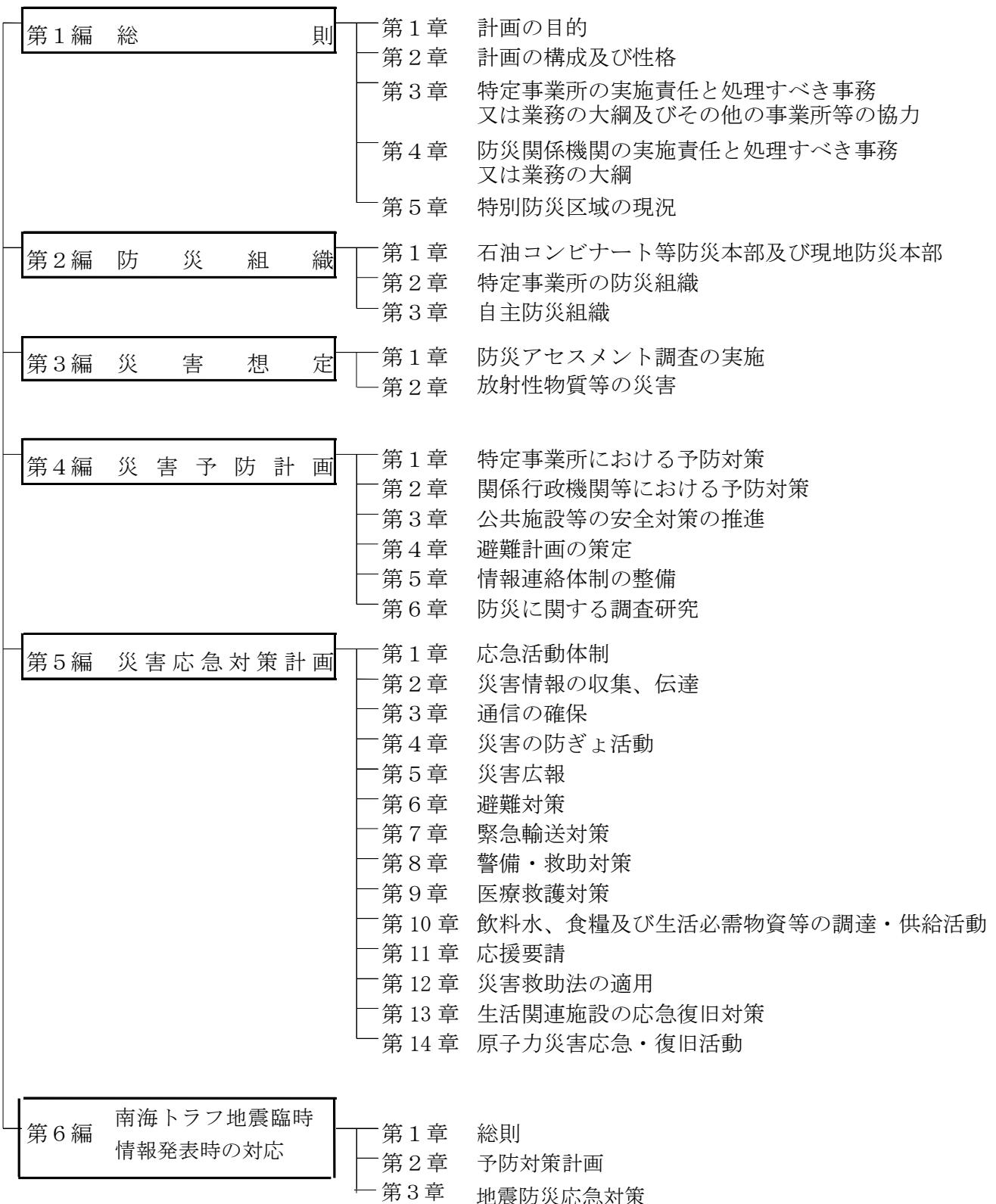
第1編 総則	1
第1章 計画の目的	1
第2章 計画の構成及び性格	2
第3章 特定事業所の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱及び その他の事業所等の協力	3
第1節 特定事業所の実施責任	3
第2節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱	3
第3節 その他の事業所等の協力	3
第4章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	4
第1節 防災関係機関の実施責任	4
第2節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	4
第5章 特別防災区域の現況	9
第1節 特別防災区域の範囲	9
第2節 特別防災区域の特質	10
第3節 社会構造	10
第4節 特定事業所の現況	11
第2編 防災組織	17
第1章 石油コンビナート等防災本部及び現地防災本部	17
第2章 特定事業所の防災組織	20
第3章 自主防災組織	22
第3編 災害想定	23
第1章 防災アセスメント調査の実施	23
第1節 調査内容	23
第2節 調査結果	29
第3節 防災対策の考え方	33
第2章 放射性物質等の災害	34
第4編 災害予防計画	35
第1章 特定事業所における予防対策	35
第1節 保安管理の徹底	35
第2節 相互連携体制の整備	39
第3節 消防力の整備強化	40
第4節 防災教育、防災訓練の実施	41
第5節 啓発活動	42
第2章 関係行政機関等における予防対策	43
第1節 特定事業所等に対する指導監督	43
第2節 石油コンビナート等防災施設等の整備	43
第3節 海上流出油防災体制の整備	44
第4節 防災訓練の実施	45
第5節 啓発活動	46
第6節 米海軍鶴見貯油施設との連絡体制	46
第7節 航空機事故による災害の防止	46

第8節 原子力災害に対する防災体制の整備	47
第3章 公共施設等の安全対策の推進	48
第4章 避難計画の策定	49
第5章 情報連絡体制の整備	50
第1節 連絡体制の確立	50
第2節 防災通信網の整備	50
第6章 防災に関する調査研究	52
第5編 災害応急対策計画	53
第1章 応急活動体制	53
第1節 石油コンビナート等防災本部	53
第2節 石油コンビナート等現地防災本部	54
第2章 災害情報の収集、伝達	56
第1節 地震情報等の受理伝達	56
第2節 災害情報の連絡及び報告	56
第3節 防災本部への災害・応急措置の報告	57
第4節 大規模地震発生時の施設被害状況の報告	57
第3章 通信の確保	61
第1節 通信手段の確保	61
第2節 県石油コンビナート等防災相互無線等の運用	62
第3節 県防災行政通信網の運用	62
第4章 災害の防ぎよ活動	63
第1節 特定事業所等における防ぎよ活動	63
第2節 消防機関等における防ぎよ活動	64
第3節 第三管区海上保安本部における防ぎよ活動	65
第4節 京浜臨海地区海域における排出油防除活動	67
第5章 災害広報	68
第1節 県及び関係市等の防災関係機関の広報	68
第2節 上記以外の防災関係機関の広報	69
第3節 特定事業所の広報	69
第6章 避難対策	70
第1節 避難の勧告又は指示	70
第2節 関係市の避難対策	71
第3節 第三管区海上保安本部の避難対策	73
第4節 特定事業所等の避難対策	73
第7章 緊急輸送対策	75
第1節 緊急輸送路等の確保	75
第2節 緊急輸送	78
第8章 警備・救助対策	81
第1節 陸上における警備・救助対策	81
第2節 海上における警備・救助対策	82
第9章 医療救護対策	84
第10章 飲料水、食糧及び生活必需物資等の調達・供給活動	88
第11章 応援要請	89
第1節 自衛隊に対する災害派遣要請	89
第2節 その他の機関に対する応援要請	91

第12章 災害救助法の適用	93
第13章 生活関連施設の応急復旧活動	94
第14章 原子力災害応急・復旧対策	95
第6編 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応	96
第1章 総則	96
第1節 趣旨	96
第2節 南海トラフ地震の警戒体制とその実施	96
第2章 予防対策計画	99
第1節 特定事業所等	99
第2節 防災関係機関	100
第3章 地震防災応急対策	101
第1節 石油コンビナート等防災本部の活動体制	101
第2節 南海トラフ地震臨時情報の受伝達及び広報	101
第3節 特定事業所の地震防災対応	101
第4節 関係機関が行う防災対応	102

神奈川県石油コンビナート等防災計画の体系

神奈川県石油コンビナート等防災計画



用語の意義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 石 災 法……… 石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）をいう。
- 2 特 別 防 災 区 域……… 石災法第 2 条第 2 号に定める石油コンビナート等特別防災区域をいう。
- 3 特 定 事 業 所……… 石災法第 2 条第 4 号及び第 5 号に定める第一種事業所及び第二種事業所をいう。
- 4 特 定 事 業 所 等……… 特定事業所及び特別防災区域内に所在する特定事業所以外の事業所をいう。
- 5 灾 害……… 特別防災区域に係る火災、爆発、石油等の漏洩若しくは流出その他の事故又は地震、津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害をいう。
- 6 防 災 本 部……… 石災法第 27 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等防災本部をいう。
- 7 現 地 本 部……… 石災法第 29 条第 1 項の規定に基づき設置された神奈川県石油コンビナート等現地防災本部をいう。
- 8 関 係 市……… 特別防災区域の所在する横浜市及び川崎市をいう。
- 9 特定地方行政機関……… 関東管区警察局、神奈川労働局、関東東北産業保安監督部、関東地方整備局、第三管区海上保安本部をいう。
- 10 関 係 行 政 機 関……… 県、関係市及び特定地方行政機関をいう。
- 11 関 係 公 共 機 関……… 日本赤十字社神奈川県支部、独立行政法人国立病院機構、公益社団法人神奈川県医師会、一般社団法人神奈川県歯科医師会、公益社団法人神奈川県薬剤師会、公益社団法人神奈川県病院協会、社団法人公益神奈川県看護協会、地方独立行政法人神奈川県立病院機構、日本放送協会横浜放送局、(株)アール・エフ・ラジオ日本、(株)テレビ神奈川、横浜エフエム放送(株)、(株)神奈川新聞社、東京電力パワーグリッド(株)神奈川総支社、東京ガス(株)、東日本電信電話(株)神奈川事業部、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)、(株)NTT ドコモ神奈川支店、東日本旅客鉄道(株)横浜支社、京浜急行電鉄(株)、京浜急行バス(株)、川崎鶴見臨港バス(株)、中日本高速道路(株)（東京支社）、東日本高速道路(株)（関東支社）、首都高速道路(株)及び K D D I (株)南関東総支社をいう。
- 12 防 災 関 係 機 関……… 県、関係市、特定地方行政機関、関係公共機関及び自衛隊をいう。

